

◎新潟県告示第3号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年1月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) メチル＝2－〔1－（シクロヘキシルメチル）－1H－インドール－3－カルボキサミド〕－3－メチル  
ブタノアート（通称名：AMB－CHMICA、MMB－CHMICA）及びその塩類
- (2) 2－（4－エトキシ－3,5－ジメトキシフェニル）エタンアミン（通称名：E s c a l i n e）及びその  
塩類
- (3) N－（1－フェネチルピペリジン－4－イル）－N－フェニルフラン－2－カルボキサミド（通称名：F  
u r a n y l f e n t a n y l、F u－F）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

平成28年12月31日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。